

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 水道管路管理センター

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 10)隨意契約内容の継続的な見直し(図面情報データ入力及びデータ整備業務委託)</p> <p>隨意契約の理由として、令和 4 年 3 月 14 日作成「委託業務等業者選定資料(事前協議用)」によれば、本契約は「上水道管路データベース運用業務委託」に直接関連する契約で、同システムの所有権を有し、同業務を行う契約予定の相手方が、他社よりも安い価格で契約を締結できる見込みがあり、かつ本委託履行中にも迅速な保守対応ができるところから、他社に履行させることは明らかに不利であり、競争に適さない」ことがあげられている。</p> <p>しかしながら、松山市が定めている「委託契約事務の執行の適正化に関するガイドライン(令和 4 年 4 月)」では「不利と認められるときの判断は、個々具体的な事実に基づいて行う必要があり、恣意的になってはならない」と定めており、「他社よりも安い価格」「迅速な保守対応」「他社に履行させることは明らかに不利」といった抽象的な根拠に留まっており、個々具体的な事実が記載されていない。</p> <p>本委託は、上水道管路データベースの保守運営のうち、図面情報データの入力など特定のベンダーによらない業務に競争性を働きかすため委託を分割した背景があるとのことだが、業者選定資料に記載された隨意契約理由では、客観的に隨意契約の適否を判断できないため、隨意契約理由の記載内容として適切ではない。そのため、今後は、隨意契約理由の見直しを含め業務の特性などを考慮して委託範囲について改めて見直しを行うなど、業務の効率化に向けた取組が必要である。</p>	<p>今回の指摘を受けて、令和 6 年度に改めて両業務の内容や特性を精査した結果、この水道台帳管理システムの知的所有権を有する事業者しかデータ入力作業を実施できないことから、隨意契約理由の見直しを行い、令和 7 年度からは、本業務をデータベース運用業務と併せて発注したことで、業務の効率化を図った。</p>

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 企業総務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 7) 公営企業局が所管するシステムに関する業務継続計画策定の検討の未実施</p> <p>『松山市 ICT 部門業務継続計画』では、「(3)計画策定の全体」において「各課が独自に管理運営する情報システムは、今後、本計画を参考に各主管課が業務継続計画の策定を検討すること」としている。</p> <p>公営企業局が『松山市 ICT 部門業務継続計画』を準用するのであれば、各主管課において、各種システム個別の業務継続計画の策定を検討する必要があるが、その検討がなされていない。</p> <p>計画の水準は、システムごとに判断すべきであるが、今後、システム停止による市民や業務への影響度等を勘案し、計画を策定する場合は、「リソースの現状（脆弱性）と代替の有無」「被害を受ける可能性と事前対策計画」「緊急時対応・復旧計画」なども含めた計画を策定すべきである。</p>	<p>公営企業局では、災害等の非常時対応を適切に行うため、『松山市公営企業局業務継続計画』を策定し、本計画の中で「重要な行政データのバックアップ」を定めていたことから、『松山市 ICT 部門業務継続計画』に示されている「各課が独自に管理運営する情報システムの業務継続計画」の検討を行っていませんでした。</p> <p>今回の御指摘を受け、災害等の非常時に公営企業局が優先すべき業務を適切に行えるよう、既存の業務継続計画を補完する資料として、情報システムに関する非常時の早期復旧手順や事前対策などを定めた「松山市公営企業局情報システムに関する非常時行動マニュアル」を策定しました。</p> <p>今後は、本マニュアルに基づいた事前対策や訓練を行い、災害時の体制強化に努めます。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 企業総務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 8) 公営企業局が所管するシステムに関する非常時に備えた訓練の未実施</p> <p>「松山市 ICT 部門業務継続計画」の「7. イ 訓練」においては、「サーバー緊急停止訓練」や「システム復旧訓練」など、定期、隨時に必要な範囲で非常時に備えた訓練を実施するなどして周知、教育を行うことが必要と定められている。しかしながら、ヒアリングにおいて、公営企業局の各課等が所管するシステムについての訓練は未実施となっているとの返答であった。</p> <p>「本庁舎の停電時に合わせて、サーバの緊急停止の手順を確認するとともに、どの程度の時間を要するか検証する」「バックアップデータからリカバリできるか、どの程度の時間を要するか検証する」などを検証しないままの業務継続計画は実効性に乏しいことがあるため、「松山市 ICT 部門業務継続計画」に沿った非常時に備えた訓練の実施が必要と考える。なお、水道事業自体の業務継続については下記のとおり研修や訓練が実施されていることを確かめている。</p> <ul style="list-style-type: none">・通年 IP 無線の通信確認(緊急時の情報伝達確認) 毎週月曜日午前 9 時・職員とその家族に対する安否確認訓練 令和 4 年 5 月 28 日実施・水道技術研修「災害対応研修」 令和 4 年 6 月 29 日受講・給水所説明・給水対策本部設営訓練 令和 4 年 8 月 23 日・愛媛県総合防災訓練 令和 4 年 8 月 27 日・消防救急艇を活用した災害対策合同訓練 令和 4 年 10 月 24 日・給水ルート確保訓練 令和 4 年 11 月 11 日・日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練 令和 4 年 11 月 16 日 - 18 日・民間事業者との応急給水・復旧訓練 令和 4 年 11 月 25 日	<p>公営企業局では、『松山市公営企業局業務継続計画』に基づき、災害等を想定した訓練を実施していたことから、システムに特化した訓練は不要と認識し、実施していませんでした。</p> <p>今回の御指摘を受け、「松山市公営企業局情報システムに関する非常時行動マニュアル」の実効性を担保するため、訓練に関する事項をマニュアルに記載し、継続的に実施するよう定めました。</p> <p>また、マニュアルの周知に併せて、非常時を想定した机上訓練を実施し、システムの所管課において災害発生から時系列に沿って取るべき行動を確認しました。</p> <p>今後は、本マニュアルに基づいた事前対策や訓練を行い、災害時の体制強化に努めます。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 2)減損の兆候判定の検討不足</p> <p>減損の兆候の有無の判定においては、平成 25 年 12 月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」によれば、① 業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス② 使用範囲又は使用方法で回収可能価額を著しく低下させる変化③ 経営環境の著しい悪化またはその見込み④ 市場価格の著しい下落の 4 点いずれにも該当しないという判定により兆候なしとすべきであるが、松山市公営企業局の決算において上記②～④の検討を行った資料の作成が行われていない。減損会計処理の決算処理手順を会計基準が求め検証過程に沿って適切に整備する必要がある。</p>	<p>平成 26 年度の地方公営企業会計制度の見直し以降、減損の兆候はみられなかつたが、減損の兆候判定の検討を行った資料を作成していなかつた。</p> <p>今回の指摘を受け、他市事例等を参考に、令和 7 年 3 月に「松山市公営企業会計規程」の改正及び「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」の策定を行い、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に沿つた減損会計の処理手順を整備した。</p> <p>また、令和 6 年度決算から減損の兆候判定の検討を行った資料を作成することとした。</p> <p>今後も、毎年度決算にあたり、「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」に基づき、減損の兆候の有無の判定を行う。</p>

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 4)遊休資産、賃貸用不動産のグループによる減損兆候の判定の必要性</p> <p>減損損失を検討する上で、最初のステップとして、保有する固定資産を適切にグループ化することが重要であるが、公営企業局では、水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業の3つを、会計ごとに固定資産グループとして設定しているのみである。</p> <p>遊休資産及び賃貸用不動産については、個別の資産ごとにグルーピングしないまま、資産の運用実態を踏まえ、実質的には減損の兆候判定を行っている。</p> <p>ただし、本来は、会計基準で規定されるとおり減損処理が必要な資産の把握が適切に行われるよう、固定資産のグルーピングを行った上で、概要に記載された流れにしたがって減損会計処理を行う手順を整備する必要がある。</p> <p>なお、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくとも差し支えないが、重要性の検討を行った経過を文書化する必要はある。</p>	<p>減損の兆候の判定に当たっては、水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業の3つを、会計ごとに固定資産グループとして設定していたが、減損会計の処理手順や固定資産のグルーピングについて文書化していなかった。</p> <p>今回の指摘を受け、他市事例等を参考に、令和7年3月に「松山市公営企業会計規程」の改正を行うとともに、「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」を定め、固定資産のグルーピングについて、賃貸用不動産及び遊休資産（重要性の乏しいものを除く。）を個別のグループとし、重要性の基準についても文書化した。</p> <p>また、令和6年度決算では、当該固定資産のグルーピングによる減損兆候の判定を行った。</p> <p>今後も、「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」に基づき、減損の兆候の判定を行う。</p>

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 6) 有形固定資産棚卸の未実施</p> <p>固定資産台帳に記載された資産について定期的な棚卸を実施していないため、監査人が抽出した7つの資産を現物確認したところ、2つの資産(資産番号 3-52-0341 と 3-62-0330)の現物が確認できなかった。</p> <p>公営企業局では、資産の大部分を占める有形固定資産の管理のため固定資産台帳を設け、取得、減価償却、異動、除売却等に関する情報を記録している。</p> <p>台帳情報の正確性を担保するためには、取得時の情報も重要であるが、追加取得(資本的支出)、除却などの異動を正確に把握するためには、異動時の会計処理と台帳の一致を確認するとともに、定期的に実査を行って台帳の正確性を担保することが必要である。</p> <p>松山市公営企業局会計規程においては、固定資産の実査に関する規定が存在しない。</p> <p>固定資産取得時に検査員による検査は実施されているものの、取得後の定期的な固定資産実査は実施されていない。</p> <p>実査を全く行わない場合、会計と台帳と現物の不一致が修正されないまま放置される例はよく見られるところである。</p> <p>今回のように、帳簿上存在している資産を除却しているにもかかわらず、長期間発見されない事例もある。</p> <p>実査に関する規定を整備し、定期的に実査を行って、台帳を確認することが必要である。</p> <p>規定整備に当たっては、実査の効果を考慮してリスクと実態に応じた規定にすることが有用である。例えば、遊休化した土地及び設備を保有している場合、有効活用策を検討するためには、まず実態を把握する必要があるが、台帳から実態が把握できないことがある。</p> <p>また、盗難の可能性や換金性のあるものは特に実査で実在性を確認することが有用である。</p> <p>水道事業においては、導送配水管など地下に埋まっていて実査に適さない資産が多数存在する事情は理解できるが、実査という現物確認手段が軽視されるべきではない。</p>	<p>固定資産の実態については、施設の点検時等に確認していたが、定期的な実査が不足しており、固定資産台帳と実態の不一致があった。</p> <p>今回の指摘を受け、他市の事例等を参考に令和7年3月に「松山市公営企業局会計規程」を改正し、新たに固定資産の実地照合について規定し、固定資産の実査を定期的に行うこととした。</p> <p>また、令和6年度には、有形固定資産のうち、単体で機能し比較的移動等が容易なことから、特に実査の効果が期待できる工具、器具及び備品の実査を行った。</p> <p>今後も、「松山市公営企業局会計規程」に基づき、有形固定資産の実査を行っていく。</p>